

平成 2 8 年 6 月 6 日開催

第 3 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成28年度 第3回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成28年6月6日(月)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時 2分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 14人

| | | | | |
|---|---|-----|-----|----|
| 会 | 長 | 18番 | 新国 | 純一 |
| 委 | 員 | 1番 | 菅井 | 誠 |
| 委 | 員 | 3番 | 梶田 | 政實 |
| 委 | 員 | 4番 | 鈴木 | 和弘 |
| 委 | 員 | 5番 | 林 | 秀和 |
| 委 | 員 | 7番 | 早川 | 剛司 |
| 委 | 員 | 8番 | 中村 | 肇 |
| 委 | 員 | 10番 | 菅井 | 美徳 |
| 委 | 員 | 11番 | 遠藤 | 政彌 |
| 委 | 員 | 12番 | 服部 | 紘雄 |
| 委 | 員 | 13番 | 大河原 | 正一 |
| 委 | 員 | 14番 | 石丸 | 博雄 |
| 委 | 員 | 15番 | 相田 | 幸博 |
| 委 | 員 | 16番 | 小野 | 人司 |

5. 欠席委員 4人

| | | | | |
|---|--------|-----|----|----|
| 会 | 長職務代理者 | 17番 | 上野 | 善博 |
| 委 | 員 | 2番 | 西原 | 弘子 |
| 委 | 員 | 6番 | 須藤 | 智弘 |
| 委 | 員 | 9番 | 岡田 | 一司 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

| | | | | |
|---|---|-----|----|----|
| 委 | 員 | 4番 | 鈴木 | 和弘 |
| 委 | 員 | 12番 | 服部 | 紘雄 |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 あっせん委員の指名について

議案第7号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長 河本 伸二
農地・農業振興担当係長 小川 哲也
農地・農業振興担当係長 阿部 文明

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された平成28年度第3回（H28.6.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、4番鈴木委員、12番服部委員の両名を指名します。

議長 次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆諸般の報告

1. H28.5.6（金）13:30～

第2回農業委員会総会

2. H28.5.16（月）13:30～

平成28年度第1回遠軽町農業推進協議会（農業経営企画指導部会）【役場3階大会議室】河本事務局長出席

【内容】

農業改良振興資金の貸付申請について審査を行い、14件の申請について承認しました。

3. H28.5.19（木）10:00～

平成28年度農業者年金業務新任職員研修会【札幌市北海道自治労会館】小川係長、石原係長出席

【内容】

農業者年金制度の概要について研修を受けてきました。

4. H28.5.20（金）10:00～

平成28年度農業者年金業務担当者研修会【札幌市北海道自治労会館】河本事務局長、小川係長出席

【内容】

実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について及び改正された現況届の確認について研修を受けてきました。

5. H28. 5. 25 (水) ~ 5. 28 (土)

平成28年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会
全国農業委員会会長大会【文京シビックホール】
北海道選出国會議員要請集会【千代田区星陵会館】
新国会長出席

◆今後の予定

1. H28. 6. 6 (月) 14:30 ~

平成28年度遠軽町研修生実習生受入協議会【役場3階大会議室】新国会長、河本事務局長出席予定

2. H28. 6. 7 (火) 15:00 ~

第7回遠軽町都市計画用途地域等検討委員会【役場3階大会議室】河本事務局長出席予定

3. H28. 6. 8 (水) 10:00 ~

平成28年度市町村農業委員会職員基礎研修会【札幌市第二水産ビル】小川係長出席予定

4. H28. 6. 13 (月) ~ 17 (金) 10:00 ~

第4回遠軽町議会(定例会)
新国会長、河本事務局長出席予定

5. H28. 6. 16 (木) 13:30 ~

平成28年度第2回遠軽町農業推進協議会(農業経営企画指導部会)【えんゆう農協遠軽支所会議室】河本事務局長出席予定

6. H28. 6. 22 (水) 14:00 ~

平成28年度北海道農業者年金協議会総会【札幌市北海道自治労会館】事務局出席予定

7. H28. 7. 6 (水) 13:30 ~

第4回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

服部委員 　農業改良振興資金の金利はいくらなのか？

事務局 　資料がないので、後ほどお知らせします。

議 長 　そのほかに質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。

議 長 　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、予めご了承をお願い

いします。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」の説明をいたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 154,103」

3 通知の理由

平成24年4月17日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

この件につきましては、解約後の農地につきましては議案第6号であつせん申出を行う件でございます。

その2

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

貸借人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況

全て畑」・面積（㎡）「8, 906」

3 通知の理由

平成20年3月10日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・貸借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（その1同様、議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

この件につきましては、賃貸借を設定した大半の農地が高規格道路用地として収用されたため、残った農地について合意解約する件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その2」についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：46～13：46）

議 長 再開します。
これより、議案第1号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第1号「その2」についての審議が終了しましたので「●番 ●
●委員」を入室させます。
暫時休憩します。(13:47~13:47)
- 議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第1号「その2」については、原案のとおり決定したので、その
旨を報告します。
- 議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議
題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)
- 事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いた
します。
議案書をご覧ください。

所有権移転でございます。
整理番号2・所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は全
て畑」・面積(m²)「1,891」・譲渡人「●● ●●」・申請理由「離
農のため」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「2」・経営面積(m²)
「畑 1,042,881.29」・申請理由「規模拡大のため」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)
- 事務局 本申請は、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべて
を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」
の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議
題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 申請人の住所氏名
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 申請の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は
全て畑」・面積（㎡）「2, 000」
- 3 申請の理由
農業用施設（苗木養成施設）を新築する。
- 4 施設の概要
名称「苗木養成ハウス」・棟数「1」・面積（㎡）「589」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 配置図につきましては9ページをご参照願います。
以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」
の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議
題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いた
します。
事務局 議案書をご覧ください。

- 1 申請人の住所氏名
貸主－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

借 主－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2, 642」

3 申請の理由

貸 主－借主の強い要望による。

借 主－農業用施設（育成・乾乳舎）建設のため。

4 施設の概要

名称「育成・乾乳舎」・棟数「1」・面積（㎡）「1, 103」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

配置図につきましては13ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号28は、賃貸借でございます。

整理番号28、所在「●●●」・地番「●●内」・地目「公簿－山林・現況は畑」・面積（㎡）「80, 000」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「H28. 6. 13」・終期「H38. 3. 31」・期間「9年9ヶ月」・金額「年120, 000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、平成27年度第11回総会において前借主との間で合意解約した農地について、新たな借主と協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第6号「あっせん委員の指名について」の3件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人

住 所 紋別郡遠軽町●●●

氏 名 ●● ●●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町●●●、●●●、●●●」・地番「●●外15筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「16筆合計 243,241」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 その2

1 あっせん申出人

住 所 紋別郡遠軽町●●●

氏 名 ●● ●●

- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 154, 103」
- 3 あっせん申出の内容
賃貸借
(その1同様、議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、議案第1号その1で合意解約した農地でございます。

その3

- 1 あっせん申出人
住 所 紋別郡遠軽町●●●
氏 名 ●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 16, 100」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(その1同様、議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第6号「その1」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、議案第6号「その2」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、議案第6号「その3」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議案第6号のあっせん委員については、その1からその3、

3件ともに2番西原委員、8番中村委員を指名します。
各委員は、宜しく申し上げます。

議 長 次に、議案第7号「現況証明願いについて」の2件を議題とします。
事務局から議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第7号「現況証明願いについて」の2件を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号7、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・
現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「762」・申請者「紋別郡遠
軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番菅井
(美)委員、4番鈴木委員、15番相田委員」
申請地につきましては、26ページをご参照願います。
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり都市計画区域内の第1種
住居地域内にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を
行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番菅井(美)委員、4番鈴木委
員、15番相田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地
目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号8、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・
現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「387」・申請者「紋別郡遠
軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番小野
委員、11番遠藤委員、10番菅井(美)委員」
申請地につきましては、27ページをご参照願います。
(整理番号7同様、議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり都市計画区域内の第1種
住居地域内にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を
行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番小野委員、11番遠藤委員、
10番菅井(美)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の
地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第7号「整理番号7」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第7号「整理番号7」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第7号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第7号「整理番号8」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、平成28年度第3回の農業委員会総会を閉会します。